

建設技能資格等取得推進助成金 のご案内

対象となる技能講習等を追加 【特別教育も対象！】

助成内容：令和4年4月1日以降に受講した技能講習及び労働安全衛生規則36条に基づく
特別教育にかかる受講料（テキスト代含む）

対象者：会員の事業主とその事業に従事する事業主の家族及び従業員

助成上限：助成の額は1人1万円を上限（1事業所3万円まで※）

※技能講習と特別教育とは別枠。ただし、外部機関での受講を対象とします。

受講料が1万円未満（5千円以下対象外）は1人5千円の助成となります。

申請方法：淡路市商工会のホームページ（<https://sci-awaji.jp/wp/download/>）

から（1）をダウンロード・印刷してください。

（1）申請書兼請求書（様式1）

（2）助成対象の受講料金の領収書もしくは振込票の写し

（3）技能講習及び受講教育の種類が確認できる書類（修了証等の写し）

（1）に必要事項を記入後、（2）及び（3）と合わせて商工会にご持参ください。

メールで申請いただく場合は、（2）と（3）をPDFに変換いただき、（1）とともに

（info@sci-awaji.jp）に送信いただきますようお願い申し上げます。

募集締切り 令和5年2月28日（火）
問い合わせ 各支援担当者もしくは中西・宗和まで

- ※ 1. 全ての書類がそろっている事業所から順次受付いたします。
不備がなければ商工会から受付完了の連絡をさせていただきます。
- ※ 2. 先着順に助成を行い、予算がなくなり次第終了いたします

対象となる技能資格（一部抜粋）

フォークリフト運転技能講習 玉掛け技能講習 高所作業車運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 足場の組立て等作業主任者 技能講習床上操作式クレーン運転技能講習 車両系建設機械運転技能講習など

詳細はホームページ（<https://sci-awaji.jp/wp/download/>）をご覧ください。